四日市市就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年8月6日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第5号

四日市市就学に関する規則の一部を改正する規則

四日市市就学に関する規則(平成13年四日市市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表 (第3条関係)		ļ	別表(第3条関係)		
学区表		یا	学区表		
小学校	学区		小学校	学区	
(略)			(略)		
<u>笹川</u>	笹川一~九丁目、西日野		笹川東	<u>笹川一・二丁目、笹川六</u>	
	の一部			~八丁目、西日野の一部	
			笹川西	<u>笹川三~五丁目、笹川九</u>	
				丁且	
(略)			(略)		
		•			
中学校	学区		中学校	学区	
(略)			(略)		
西笹川	<u>笹川</u> 小学校学区に同じ		西笹川	<u>笹川東、笹川西</u> 小学校学	
				区に同じ	
(略)			(略)		

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)